日本カレドニア学会学術奨励賞規定にかかわる実施細則

（細則の主旨）

第1条　本実施細則は、日本カレドニア学会学術奨励賞（以下「奨励賞」と省略する）の規定に基づき定めるものである。奨励賞の授与にかかわる運営事務を適正かつ円滑に実施するため、以下のとおり具体的な諸事項を定める。

（業績の公刊された期間の限定）

第2条　授賞の対象とする研究業績は、賞を授賞する当該年度の前年度中（4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで）に公刊されたものに限る。

（業績の形態および条件）

第3条　研究業績の形態は、著書（単著、または共著）、論文（単著、または共著）としてすでに印刷物として刊行されているものに限る。口頭発表は対象としない。発行者あるいは発行団体は本学会の内外を問わない。業績の内容と論文の長さについては、本学会の『CALEDONIA』の投稿規程を基準に次のとおりとする。

- 内容については、同規定の２．の 1）に定められた「スコットランドの人文科学、社会科学、自然科学の諸分野に関連あるもの」に該当するものに限る。
- 論文の枚数（字数）は、同規定の３．の１)に定められた基準をもとに、
  a)和文論文：400 字詰め原稿用紙 30 枚（12,00 字）以上とする。
  b)英文論文：65 ストローク×25 行で 20 枚（6,000 語）以上とする。

（使用言語）

第4条　業績の発表に使用した言語は日本語、外国語のいずれでもよい。

（公募の告知）

第5条　奨励賞の対象となる業績の募集は、年度当初（4 月）に開始し、募集案内文書のほか、Newsletter、学会ホームページによって広く告知する。

（応募申込み）

第6条　応募申込みは、所定の形式による文書で行うものとする。他者(団体あるいは個人)が推薦して申し込む場合は、執筆者本人の承諾を得ていることを要する。

（応募者の資格制限）

第７条　応募者は本学会の会員であることを要する。審査の対象とする業績は、応募者が本

学会に加入後に発表されたものでなければならない。また、応募者の年齢は、奨励賞の創設目的に合致していることの必要性から、前年度の末（３月 31 日）現在で満 50 歳未満（50 歳は入らない）に制限する。

（業績の原物提出）

第８条　応募申込みに際しては、必要事項を正確に記入した申込み用紙と、審査対象となる業績の原物（コピーしたものは不可）1 部を選考委員会宛提出するものとする。

（選考委員会構成と審査報告書の提出）

第９条　審査は本規定に基づき設置された選考委員会があたる。この委員会は、役員会の推薦にもとづく委員５名で構成し、委員長は互選とする。高度に専門的な審査が必要な場合は、選考委員以外の適当な員数の審査委員に選考実務を依頼できるものとする。専門的な審査委員は学会会員以外の場合も認められる。審査と判定が公正に行われたことを証するため、委員会は審査報告書を役員会に提出する。

（審査の基準）

第１０条 審査はあくまでも学術的な観点から行い、

1） 研究テーマの意義と妥当性および独創性
2） 研究の発展する可能性
3） 先行研究の参照と資料の利用
4） 論理の構成と展開
5） 事実確認の正当性
6） 表現の明快性

などを評価し、1）～ 6）の各項の評価結果は 5 段階方式による数値で明示する。受賞者の最終決定は、各審査員の評価で得られた数値を総合して行う。

（審査票の様式）

第１１条　審査委員の評価の結果を記入する審査票には次の欄を設ける。具体的な様式は別紙に示す。

・ 応募者氏名
・ 論文題名　（枚数、字数）
・ 評価項目（前条により記入欄を６区分）　評価の数値（5 段階表示）
・ 審査委員意見
・ 審査委員氏名　署名

（審査結果の通知と発表）

第１２条　審査によって授賞者1名を決定し、7月末までに応募者各自に通知する。学会の総会で正式に発表し、授賞する。

付則　１．この実施細則は200８年9月28日より施行する。
　　２．この細則は必要に応じて役員会において改定を行う。